

(18) 省エネ対策としての ESCO 事業

省エネ推進の一手法として、ESCO(エネルギー・サービス・カンパニー)事業が注目を集めている。

東京都は2002年度に省エネ基礎調査を実施し、その結果、省エネ可能率の高い病院、美術館などの15施設では、34億円を投じて省エネ改修工事を行うと年間7億円のコストを削減し、二酸化炭素の排出量年間 10.6%減らせることがわかった。

そこで、2006年4月より、まず都立病院などの3施設で ESCO 事業を導入し、その後、62の大型施設においても順次導入することになった。現在、ESCO 事業は地方自治体、民間のビル、学校などに急速に広がるようになった。

ESCO 事業は、民間の事業者が病院などの建物に省エネ機器などを導入し、エネルギーコストの削減額から ESCO サービス料金という形で省エネ対策の初期投資額を回収しようというものである。たとえば、省エネ対策によって年間 1,000 万円のエネルギーコストの削減が可能になると、そのうち700万円が ESCO サービス料金として事業者を支払われ、残り300万円が建物の所有者のメリットになる。通常、省エネ投資の回収期間は15年であるから、単純に言えば、省エネ対策の初期投資額が1億500万円以下であれば、事業者を支払う年間700万円をまかなうことができ、ESCO 事業は成立する。

さらに、省エネ投資については NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)等から補助金が出るので、例えば補助率を3分の1にすると、初期投資額は1億 5,750 億円まで引き上げることができる。政府機関が 5,250 万円の補助金を出すのは、それが取引可能な二酸化炭素の排出権の金額を下回っているからである。

また、ESCO 事業には、事業者が初期投資費用を負担するシェアード方式と、ビル所有者が初期投資費用を負担し、資産を取得するギャランティード方式があり、前者は典型的な PPP(公民パートナーシップ)方式であり、後者は後年度の債務負担が回避される単年度会計原則の公的機関に利用される方式である。

事業者・建物の所有者双方に経済的メリットがあり、しかも二酸化炭素を削減できるという ESCO 事業の考え方を、家計の省エネ活動に適應することはできないであろうか。

以上